

未婚の（婚姻歴のない）ひとり親の方を対象に 福祉医療費助成制度における寡婦（夫）控除がみなし適用されます。

平成30年（2018年）9月診療分から、福祉医療費助成制度において寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親を対象に、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなし、所得要件の判定をする取り扱いができるようになりました。未婚の（婚姻歴のない）ひとり親であれば申請により、所得判定が変わる場合があります。

●対象となる福祉医療費助成制度●

- ① 高齢期移行者医療費助成
- ② 重度障害者医療費助成
- ③ 高齢重度障害者医療費助成
- ④ 母子家庭等医療費助成

- ※ 寡婦（夫）控除等のみなし適用をしても、判定結果が変わらない場合もあります。（上記①において区分Ⅰ判定の方、②～④において低所得判定となっている方など）
- ※ 所得税や住民税などの税額自体が軽減されるものではありません。

●要件●

市川町に住所を有し、所得を計算する対象となる年（※1）の12月31日現在において、次のいずれかの条件を満たす方

1. 婚姻によらないで母となり、現在婚姻（事実婚を含む）をしていないものうち、扶養親族又は生計を一にする子（※2）を有するもの
2. 1. に該当し、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下であるもの
3. 婚姻によらないで父となり、現在婚姻（事実婚を含む）をしていないものうち、生計を一にする子を有し、合計所得が500万円以下であるもの

（※1）申請の日が属する月が1月～6月までは前々年、7月～12月までは前年

（※2）総所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていないもの。

- ※ 母子家庭等医療費助成事業において、受給資格の一般区分認定をする際には、みなし適用の対象者が、養育者、扶養義務者となります。ただし、この場合は、上記「婚姻」に事実婚は含みません。

●申請に必要なもの●

1. 寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書（健康福祉課 窓口にあります。）
2. 寡婦（夫）控除等の適用対象者となる本人・子の戸籍全部事項証明書（原本）
3. 転入等により、所得の状況が確認できない場合は所得証明書
4. 印鑑

※このほか必要に応じて、書類の提出を求められることがあります。

●問・申請窓口●

健康福祉課 国保医療係 ①窓口 電話 0790-26-1019